

汚水排水量認定開始（終了）届事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、さいたま市下水道条例施行規則（平成13年さいたま市規則第230号）第16条第6項に規定される汚水排水量認定開始（終了）届（様式第17号の2）の提出にあたり、算定の根拠となる添付書類についての例示を行うものである。

（添付書類）

第2条 添付書類は、添付書類一覧表（別表）の認定種類別添付書類を例とするとともに、添付書類の様式を次のとおり例示する。

- （1） 過去1年間の使用水量実績（水種別・水栓別・月別）（第1表）
- （2） 想定汚水排水量（水種別・水栓別・月別）（第2表）
- （3） 量水器（使用・変更・廃止）届（第3表）
- （4） 認定関係機器（使用・変更・廃止）届（第4表）
- （5） 製品年間出荷高数量（月別）（第5表）
- （6） 原材料の年間納品数量（月別）（第6表）

2 前項に係る添付書類は、必要な書類を提出するものとし、市長が不要と認めた場合はこの限りではない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。